

第2回 化学物質取扱に関する船員労働安全衛生 と女性の就業制限についての検討会

国土交通省 海事局船員政策課
令和8年4月17日

アンケート調査①(回答について)

アンケート回答時期: 2026年1月
 外航6社、内航86社、漁業13社、その他20社の計125社。
 (各社において、典型的な船舶を想定しての回答)

| | | |
|-------------------|--|-----|
| 計 | | 125 |
| 外航 | | |
| 貨物 | | 0 |
| 油送 | | 1 |
| LPG | | 2 |
| セメント | | 0 |
| 自動車 | | 1 |
| コンテナ | | 0 |
| その他専用船(ケミカルタンカー等) | | 0 |
| 旅客 | | 0 |
| フェリー | | 2 |
| 内航 | | |
| 貨物 | | 11 |
| 油送 | | 16 |
| LPG | | 4 |
| セメント | | 4 |
| 自動車 | | 2 |
| コンテナ | | 1 |
| その他専用船(ケミカルタンカー等) | | 12 |
| 旅客 | | 18 |
| フェリー | | 18 |
| 漁業 | | |
| 鰹一本釣り | | 0 |
| 鮪延縄 | | 0 |
| 遠洋底引き網、遠洋トロール | | 0 |
| 沖合底引き網、沖合トロール | | 0 |
| 以西底引き網 | | 0 |
| まき網 | | 10 |
| いか | | 0 |
| 鮭・鯿 | | 0 |
| その他の漁船 | | 3 |
| その他 | | |
| 官公庁 | | 18 |
| 曳船 | | 0 |
| はしけ | | 0 |
| 起重機 | | 0 |
| ガット | | 0 |
| その他 | | 2 |

| | | |
|--------------|----------|-----|
| ○常時雇用している船員数 | | |
| | | 125 |
| 全体 | ~49人 | 78 |
| | 50~99人 | 23 |
| | 100~299人 | 21 |
| | 300人~ | 3 |
| 外航 | | 6 |
| | ~49人 | 3 |
| | 50~99人 | 2 |
| | 100~299人 | 0 |
| | | 1 |
| 内航 | | 86 |
| | ~49人 | 53 |
| | 50~99人 | 16 |
| | 100~299人 | 15 |
| | | 2 |
| 漁業 | | 13 |
| | ~49人 | 5 |
| | 50~99人 | 2 |
| | 100~299人 | 6 |
| | | 0 |
| その他 | | 20 |
| | ~49人 | 17 |
| | 50~99人 | 3 |
| | 100~299人 | 0 |
| | | 0 |

| | | |
|------------------|--------------|----|
| ○典型的な使用船舶の国内総トン数 | | |
| 全体 | | |
| | 5~99G/T | 11 |
| | 100~299G/T | 19 |
| | 300~699G/T | 40 |
| | 700~999G/T | 11 |
| | 1000~2999G/T | 11 |
| | 3000~4999G/T | 15 |
| | 5000GT~ | 18 |
| 外航 | | |
| | 5~99G/T | 0 |
| | 100~299G/T | 0 |
| | 300~699G/T | 0 |
| | 700~999G/T | 0 |
| | 1000~2999G/T | 0 |
| | 3000~4999G/T | 0 |
| | 5000GT~ | 6 |
| 内航 | | |
| | 5~99G/T | 9 |
| | 100~299G/T | 11 |
| | 300~699G/T | 22 |
| | 700~999G/T | 8 |
| | 1000~2999G/T | 9 |
| | 3000~4999G/T | 15 |
| | 5000GT~ | 12 |
| 漁業 | | |
| | 5~99G/T | 0 |
| | 100~299G/T | 7 |
| | 300~699G/T | 1 |
| | 700~999G/T | 3 |
| | 1000~2999G/T | 2 |
| | 3000~4999G/T | 0 |
| | 5000GT~ | 0 |
| その他 | | |
| | 5~99G/T | 2 |
| | 100~299G/T | 1 |
| | 300~699G/T | 17 |
| | 700~999G/T | 0 |
| | 1000~2999G/T | 0 |
| | 3000~4999G/T | 0 |
| | 5000GT~ | 0 |

アンケート調査②(検知器・保護具)

- ・39／125の船舶において検知器が備えられていなかった。
- ・マスク、保護めがねは多くの船舶において備えがあった一方で、保護具を備えていないと回答する船舶もあった。
- ・検知器、保護具の用意にあたって、38／110の船舶ではSDSや表示ラベルの参照がされていなかった。

【船内に備えている検知器】

| 全体 | | | |
|----|-------------|--|----|
| | 酸素濃度検知器 | | 80 |
| | 可燃性ガス検知器 | | 48 |
| | 有害ガス検知器 | | 44 |
| | 検知機器を備えていない | | 39 |
| | その他 | | 0 |

【船内に備えている保護具】

| 全体 | | | |
|----|--------|--|-----|
| | マスク | | 106 |
| | 保護めがね | | 103 |
| | 化学防護手袋 | | 47 |
| | 備えていない | | 14 |
| | その他 | | 1 |

【船内に備えているマスクの種類】

| 全体 | | | |
|----|---------------|--|----|
| | 防じんマスク | | 93 |
| | 防毒マスク | | 44 |
| | 送気マスク(自蔵式マスク) | | 28 |
| | マスクを備えていない | | 19 |
| | その他 | | 2 |

【検知器・保護具について用意の方法】

| 全体 | | | |
|----|---|--|----|
| | 表示ラベル・SDS(Safety Data Sheet)等による有害物質情報の確認を行い、自らの判断で検知器具、保護具を用意している。 | | 53 |
| | 表示ラベル・SDS等の発行元に問い合わせ、対応した検知器具、保護具を用意している。 | | 11 |
| | 外部専門家の意見も聞いて、検知器具、保護具を用意している。 | | 8 |
| | 検知器、保護具を用意しているが、その際に表示ラベル・SDS等の情報を参照してはいない。 | | 38 |

アンケート調査③(検知)

- ・倉庫、機関室、甲板について、多くの船舶で有害気体発生場所として認識している。
- ・検知の方法として、酸素濃度・有害気体濃度の両方を測定している船舶が31/76。
送風機で対応し検知を行っていない船舶が29/76。
- ・検知をする際にマスクを使用していない船舶が43/76。

【有害気体が発生し得る場所の把握】

| | | | |
|----|-------------------------|--|----|
| 全体 | | | |
| | はい | | 76 |
| | いいえ | | 9 |
| | 把握しているが、有害気体が発生し得る場所がない | | 40 |

【有害気体の発生場所における検知の方法】

| | |
|------------------------------------|----|
| 酸素濃度、有害気体の濃度測定のみを行っている | 31 |
| 酸素濃度測定のみを行っている | 12 |
| 有害気体濃度測定のみを行っている | 4 |
| 酸素濃度測定、有害気体濃度測定のどちらも行っていない(送風等で対応) | 29 |

【認識している有害気体の発生場所】

| | | | |
|----|----------------------------------|--|----|
| 全体 | | | |
| | ブリッジ | | 2 |
| | 乗組員居室 | | 2 |
| | 甲板上(通路・階段を除く) | | 19 |
| | 食堂等(サロン・風呂・トイレ) | | 1 |
| | 調理室等(冷蔵庫、食料庫) | | 3 |
| | 通路(甲板上を除く) | | 3 |
| | 階段(梯子、タラップ、歩み板) | | 3 |
| | 倉庫(ホールド、船倉、漁倉、車輛甲板、塗料庫等) | | 65 |
| | 機関室(機関室及び工作室、軸室、ポンプ室、ジャイロ室、空調室等) | | 31 |
| | その他 | | 0 |

【検知する際のマスクの使用】

| | | | |
|----|-----|--|----|
| 全体 | | | |
| | はい | | 33 |
| | いいえ | | 43 |

アンケート調査④(化学物質を取扱う業務)

- ・ 多くの船舶で船員は塗装業務を行っている(112/125)。
- ・ 化学物質を取り扱うにあたって、表示ラベルの確認を行っているのは78/125

【船員が行っている化学物質を扱う業務】

| | | |
|----|-----------------------------|-----|
| 全体 | | |
| | 塗装業務 | 112 |
| | 有機溶剤・特定化学物質を含む荷に対する荷役業務 | 19 |
| | 洗浄剤を用いた清掃(調理器具等の洗浄も含む) | 59 |
| | 上記以外の有機溶剤、特定化学物質等の化学物質を扱う業務 | 1 |
| | 化学物質を取扱う業務は行っていない | 16 |

【化学物質を扱うにあたっての表示ラベルの確認】

| | | |
|----|-------------------------------------|----|
| 全体 | | |
| | 行っている | 78 |
| | 行っていない | 15 |
| | 危険・有害性情報の表示(ラベル)がされている物を業務で取り扱っていない | 32 |

アンケート調査⑤(リスクアセスメント)

- ・ リスクアセスメントを行っているのは47/125

【リスクアセスメントの実施】

| | | |
|----|-------------------------|----|
| 全体 | | |
| | 行っている | 47 |
| | 行っていない | 45 |
| | SDSが交付されるものを業務で取り扱っていない | 33 |

【船内における化学物質の安全衛生対策の主担当】

| | | |
|----|---------------|----|
| 全体 | | |
| | 安全担当者 | 61 |
| | 衛生管理者・衛生担当者 | 6 |
| | 船長 | 38 |
| | 各部門の長 | 14 |
| | 船医・産業医 | 0 |
| | 取扱がないため決めていない | 5 |

アンケート調査⑥(塗装)

- ・ 多くの船舶において一定の頻度をもって、一定の時間塗装業務に従事する船員が存在。
- ・ 塗装作業にあたって最も使われているマスクは防塵マスクとなっている。また、塗装を行うにあたっての教育を行っていない船舶も多い。

【船員が塗装を行っているか】

| | | | |
|----|-----|--|-----|
| 全体 | | | |
| | はい | | 118 |
| | いいえ | | 7 |

【塗装の頻度(船内で最も頻度が高い者を想定)】

| | 数年に1回 | 年に数回 | 1~4日 | 5~9日 | 10~14日 | 15~19日 | 20~24日 | 25~29日 | ほぼ毎日 |
|---------|-------|------|------|------|--------|--------|--------|--------|------|
| 1分~30分 | 0 | 3 | 3 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 30分~59分 | 0 | 5 | 4 | 5 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 1時間~3時間 | 0 | 11 | 17 | 14 | 6 | 3 | 1 | 0 | 0 |
| 3時間~5時間 | 1 | 8 | 9 | 8 | 2 | 3 | 2 | 0 | 1 |
| 5時間~8時間 | 0 | 4 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 8時間以上 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【作業中に用いている保護具】

| | | | |
|--|---------------|--|----|
| | 防じんマスク | | 47 |
| | 防毒マスク | | 11 |
| | 送気マスク(自蔵式マスク) | | 2 |
| | 保護メガネ | | 50 |
| | 化学防護手袋 | | 12 |
| | その他 | | 0 |

【作業管理者の安全衛生教育(塗装について)】

| | | | |
|----|------------------------------|----|--|
| 全体 | | | |
| | 外部の講習(有機溶剤作業主任者講習など)を利用している。 | 4 | |
| | 社内研修を行っている。 | 25 | |
| | 自習を促している。 | 20 | |
| | 何も行っていない。 | 22 | |

【作業者の安全衛生教育(塗装について)】

| | | | |
|----|---------------------------------|----|--|
| 全体 | | | |
| | 塗装の作業環境を管理する者から、作業上必要な教育を行っている。 | 16 | |
| | 外部の講習(有機溶剤作業主任者講習など)を利用している。 | 2 | |
| | 社内研修を行っている。 | 18 | |
| | 自習を促している | 16 | |
| | 何も行っていない | 19 | |

アンケート調査⑦(屋内塗装)

- ・ 屋内における塗装業務は多くの船舶で存在するが、その多くは同じ場所では数年に一度程度の臨時的なものとなっている
- ・ 屋内塗装開始前の検知は多くの船で行われていない(60/71)。

【屋内での塗装があるか】

| | | | |
|----|-----|--|----|
| 全体 | | | |
| | はい | | 71 |
| | いいえ | | 47 |

【屋内塗装の頻度】

| | | | |
|----|----------------|--|----|
| 全体 | | | |
| | 同じ場所で繰り返し生じるもの | | 13 |
| | 臨時的なもの | | 58 |

臨時的: 一度行えば同一の場所では数年間は行わない

【屋内塗装の前の検知の有無】

| | | | |
|----|-----|--|----|
| 全体 | | | |
| | はい | | 11 |
| | いいえ | | 60 |

【検知の方法】

| | | | |
|----|------------------------------------|--|---|
| 全体 | | | |
| | 酸素濃度測定、塗料から発せられる有害気体濃度測定の両方を行っている。 | | 5 |
| | 酸素濃度測定のみを行っている。 | | 6 |
| | 塗料から発せられる有害気体濃度測定のみを行っている。 | | 0 |

今後の方向性①

I 有害気体の検知、リスクアセスメントに関すること

(1) リスクアセスメントについて

- ・ 労働安全衛生法におけるリスクアセスメントの規制の整備を踏まえて、船舶所有者が表示ラベル・SDS交付の対象物による危険性・有害性について調査することとすべきではないか。また、その結果に基づいて、危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講ずるように努めるようにすべきではないか。
- ・ ラベル表示やSDSを参照しリスクアセスメントを行うことについて、各船舶における負担を軽減するために、国が簡易なマニュアル等を用意すべきではないか。

(2) 検知・検知器具・保護具について

- ・ 現行の船員労働安全衛生規則において、有害気体などが発生するおそれのある場所での作業について作業を開始する前及び作業中少なくとも30分に一度検知を行うこととされているが、この取扱いを改めて周知徹底することが重要ではないか。
- ・ 化学物質(SDS交付物)を業務上取り扱う者がいる船舶においては、酸素量の検知と同時に、当該有害物質の検知を行うことについても明確化すべきではないか。また、それが可能となるように取り扱う化学物質に対応した検知器具を備えることが必要である旨を周知徹底することが重要ではないか。

今後の方向性②

Ⅱ 塗装作業について

(1) 作業環境

・ 屋内における有機溶剤を用いた有害業務を行う場合は、陸上では労働安全衛生法に基づき作業環境測定が必要とされているところである。船舶においては、屋内における塗装作業が想定される場所であるが、寄港するタイミングで作業環境測定を受けることが困難なケースが多いことが考えられる。また、屋内の塗装業務の多くは数年に一度程度の臨時的なものであることが考えられる。しかしながら一部、屋内における塗装業務が繰り返される船舶も考えられるところ、そのような船舶においてはその作業環境で発生し得る有害気体を特定し、作業前、作業中の検知を徹底することで対応することとすべきではないか。

・ アンケート調査によれば、塗装作業にあたって保護具として用いられているマスクの種類は、化学物質への保護としては適切ではない「防じんマスク」となっている。I(1)に記載するマニュアル作成に際しては、塗装作業に用いる適切な保護具を示し、周知を徹底すべきである。

(2) 安全衛生教育

・ アンケート調査の結果によれば、塗装に関する安全衛生教育が十分にされているとは言えるものではなく、適切な検知の実施、適切な保護具の使用等を徹底するために、塗装業務を行う船舶については、1人以上の船員が塗装に関する安全衛生教育を受けるべきではないか。国は船舶所有者の負担を軽減することを考慮して、安全衛生教育がなされる方策を検討すべきではないか。

・ 各船舶において、塗装に関する安全衛生教育を受けた者が、塗装作業における作業環境の管理を主導し、また作業を担う各船員に作業を行う上で必要な教育を施すようにすべきではないか。

(3) 塗装業務関連の健康診断

・ 労働安全衛生法・有機溶剤予防規則等において特殊健康診断の対象となる溶剤・作業環境において、一定以上の塗装業務を行う船員については、船舶所有者は、通常の年に1度の健康診断に加えて、特別な健康診断を行うこととすべきではないか。

Ⅲ 女性の就業制限

- ・ 化学物質に関連した女性の就業制限については、女性労働基準規則に基づいて指定されている妊婦・出産・授乳機能に影響のある一定の化学物質(26物質)を対象の化学物質とすべきではないか。
- ・ 「有害性の塗料又は溶剤を使用する塗装又は塗装はく離の作業」については、屋外作業については就業制限を行わないこととすべきではないか。
- ・ 「有害性の塗料又は溶剤を使用する塗装又は塗装はく離の作業」の屋内作業については、作業前・作業中に検知を行い、上記の妊婦・出産・授乳機能に影響のある一定の化学物質が労働安全衛生法下で、呼吸用保護具の義務づけがなされていない濃度水準を下回る場合については、就業制限を行わないこととすべきではないか。
- ・ 「人体に有害な気体を検知する作業」については、引き続き就業制限の対象とすべきではないか。
- ・ 「腐しよく性物質、毒物又は有害性物質を収容した船倉又はタンク内の清掃作業」については、陸上の就業制限と同様に、妊婦・出産・授乳機能に影響があるとして規制対象となる化学物質の蒸気や粉じんの発散が著しく、労働安全衛生法下では呼吸用保護具が義務づけられている状況下のみを就業制限の対象としてはどうか。
- ・ 妊婦・出産・授乳機能に影響のある一定の化学物質や、基準値、検知機器、濃度測定の方法などを明らかにした周知資料をつくるべきではないか。